

自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金について

- 令和5年4月1日より、道路交通法が改正され、全ての年齢で自転車乗車時にヘルメットを着用することが努力義務となりました。豊明市では、自転車事故の被害を減らすため、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を創設し、次のとおりヘルメット購入について補助をしています。
- 特に新入中学生については、行動範囲が広がり、自転車で外出する機会の増加が想定されるため、補助額が上乗せとなっています。

補助対象者	① 豊明市に住民登録のある18歳以下の児童生徒または65歳以上の高齢者 ② 新入中学生 <u>小学6年生</u> または <u>中学1年生で1学期の終業式（令和7年7月18日）までにヘルメットを購入した人</u>
補助対象経費	自転車乗車用ヘルメットの購入金額
補助額	① ヘルメット1個あたり購入金額の1/2（10円未満は切捨て） または2,000円（上限額）のうち <u>低い方の額</u>
	② ヘルメット1個あたり購入金額の17/20（10円未満は切捨て） または3,400円（上限額）のうち <u>低い方の額</u>
要件	・補助対象者1人につき1個で1回限りです。 ・ヘルメットは安全性の認証を受けたものであること。 <u>SG、JCF、CE（EN1078）、GS、CPSCマーク</u> ・その他の認証は、補助対象に該当するか確認が必要となります。

● 申請方法

ヘルメット購入後、補助金交付申請書に必要書類を添え、豊明市役所防災防犯対策課に提出してください。

● 申請期限

必ず購入日から3か月以内に申請してください。ただし、制度の関係上、3か月以内であっても、令和8年3月31日を過ぎると受付ができません。年度内に必ず申請してください。

● 必要書類

領収書（通販の場合は、原則本人（児童生徒の場合は保護者）が購入したことが分かる画面を印刷したもの）

本人確認書類 保護者（申請者）とお子様の2人分が必要です。

その他 振込先が分かるもの

安全性の認証が分からない場合、ヘルメットを直接お持ちください。

- 年度末は申請が集中するため、通常より手続きにお時間をいただきます。2月中旬までに申請いただけると、スムーズに補助金のお支払いできます。ご協力をお願いいたします。

問合せ先 豊明市 市民生活部防災防犯対策課 交通防犯係 電話：0562-92-8305
E-mail bousai@city.toyoake.lg.jp
申請様式 <https://www.city.toyoake.lg.jp/15530.htm>
豊明市役所HP 自転車乗車用ヘルメット着用促進補助 で検索